

札幌市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を  
改正する条例案

平成28年(2016年)2月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を  
改正する条例

札幌市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第  
63号)の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「30歳以上の者であって、」を削り、「もの」を「者」に  
改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正  
に伴い、婦人保護施設の施設長の資格要件のうち、年齢要件を廃止するため、  
本案を提出する。